改定概要

「村山市営繕工事における週休２日確保工事実施要領」の改定の概要

■ 改定の背景

営繕工事における働き方改革の推進を目的とし、本市では令和６年６月から「村山市営繕工事における週休２日確保工事実施要領」に基づき週休２日確保工事に取り組んでいます。

国の官庁営繕工事においては、令和８年４月にこれまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等を実施しない方針が示されたことから、本市においても営繕工事における実施要領を改定するものです。

なお、県発注の営繕工事を対象とする「山形県営繕工事における週休２日確保工事実施要領」も、令和８年10月１日適用をもって改定が行われています。

■ 改定概要

項目	改定前	改定後
発注方法	「発注者指定型」として発注。	「発注者指定型」の廃止。
工事費	週休２日の達成状況に応じて、労務費、共通仮設費率、現場管理費率等を補正。	週休２日の達成状況に応じた、労務費、経費の補正を行わない。

■ 適 用

令和８年10月１日以降に発注手続きを開始する工事から適用。